

出雲市農業委員会（第3期）第22回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和7年(2025)5月26日(月)午後1時30分から午後2時35分

2 場所 出雲市役所 3階 庁議室

3 出席委員（20名）

大梶 泰男	岡田 征記	持田 守夫	若槻 博美	江角 昭夫
佐藤 文男	松本 尚幸	岸 勝	今岡 充	松井 幸男
八幡 みさこ	伊藤 猛	常松 守男	天野 明浩	森山 亮二
立石 行雄	湯浅 道行	伊藤 美樹	佐野 芳夫	嘉本 良市

4 欠席委員（4名）

河原 昭紀 石飛 忠宏 勝部 守 水 壯

5 提出議題

(1) 報告事項

報第68号	会長専決処分の報告
報第69号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報第70号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報第71号	農用地利用集積等促進計画の認可について

(2) 議案審議

議第135号	出雲市地域計画変更に伴う意見聴取について
議第136号	農地法第3条の規定による許可の決定について
議第137号	農地法第4条の規定による許可の決定及び承認について
議第138号	農地法第5条の規定による許可の決定及び承認について
議第139号	農地転用事業計画変更申請決定について
議第140号	非農地証明について
議第141号	令和7年度農業者年金加入推進活動計画について

会長あいさつ

6 議事

会長が議長を務め、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に 19 番立石行雄委員、22 番佐野芳夫委員を指名する。

議長 それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。報告事項報第 68 号会長専決処分の報告、報第 69 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、報第 70 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報第 71 号農用地利用集積等促進計画の認可についてを一括して報告します。
報第 68 号会長専決処分について、報告いたします。

第 21 回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件農地法第 4 条 2 件、農地法第 5 条 5 件については島根県農業会議第 110 回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。そのため、常設審議委員会における決定日の 5 月 12 日付けで許可決定しております。

議長 続いて、報第 69 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

岡主事 それでは、報第 69 号について、説明します。農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第 18 条第 1 項第 2 号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の 6 ヶ月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。報告事項の 1 ページから 2 ページをご覧ください。今月は受付番号 13 番から 29 番の 17 件の通知がありました。内訳としては、耕作者変更のために 8 件、賃貸人が贈与するため 1 件、賃貸人が自身で管理するため 2 件、転用申請のため 4 件、中間管理機構への移行のため 2 件となっています。農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後 6 ヶ月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。以上報告といたします。

議長 続いて、報第 70 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

原主事 それでは、報第 70 号について、ご説明いたします。農地法第 3 条の 3 において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出なければ

ばならないこととされています。報告事項の３ページから１４ページをご覧ください。この届出の先月受付分は、受付番号２２番から４１番までの２０件でした。権利の取得事由は、２０件全てが「相続」によるものでした。市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号３２番、４１番について、備考欄に持分の記載がありますが、これは、記載の持分で農地を相続、取得されたものです。受付番号２６番について、備考欄に、内公衆用道路、内ため池と書いてありますが、登記簿上にこのような表記で残っているため記載をしています。実際の農地として使用される面積は、登記面積から備考欄に記載している面積を引いたものになりますが、議案としては登記簿上の面積となります。なお、本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から４０日以内とされております関係上、５月１３日付けで通知を出しております。以上、報告といたします。

議 長 報第７１号農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告をお願いします。

打田課長補佐 農用地利用集積等促進計画の認可について説明します。お手元に「農用地利用集積等促進計画の認可について」というＡ４横長の資料をつけておりますので、ご覧ください。これまでの農用地利用集積計画は総会で議決をいただいていたものが、報告事項に変わるというご説明をさせていただいていました。制度が変わって初めての総会での報告事項案件になりますので、改めて変更点をご説明させていただきます。表の右側が従来の内容になります。左側が今回からの内容になります。まず、名称が変わっています。これまで「農用地利用集積計画」であったものが、「農用地利用集積等促進計画」という名前に変わります。一番の変更点であります決定方法ですが、今まで、農業委員会の議決であったものが、市の認可となります。決定の流れについては、これまでは、農業委員会総会での議決であったものが、今後は、認可前に担当農業委員さんに一覧をお送りし、個別に意見聴取を行った上で市が認可し、農業委員会総会で報告させていただくことになります。議案報告書の様式については、例を載せさせていただいています。

そういたしますと、報第７１号農用地利用集積等促進計画の認可について説明させていただきます。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項の規定により、農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社への農地の貸付及び同公社からの農地の借受につきましては、同公社がこれを農用地利用集積等促進計画として本市へ認可申請を行い、これに対し市は、５月１日付けで認可、公告をしたところです。その内容につきまして

ご報告させていただきますので、お手元の「農用地利用集積等促進計画」をご覧ください。表紙をめくっていただき表紙の裏をご覧ください。上の表になります。今回の権利設定の合計は256筆204,469.95㎡でこの内訳につきましては賃借権の設定が245筆190,178.95㎡で、すべて新規での設定となっています。また、使用貸借権の設定が11筆、14,291㎡で、すべて再設定となっています。なお、賃借権、使用貸借権の設定期間別の表が、それぞれ、真ん中の①の表、下の②の表となります。すべて9年以上10年未満の期間設定となっております。詳細な内容につきましては、一覧を添付しておりますので、ご確認いただきたいと思いますと思いますが、今回の計画では、耕作者はすべて農事組合法人原添営農組合、これに対し、地権者は35人となっております。以上、今回の促進計画の説明となりますが、すべての案件につきまして、県の基本方針及び県公社の事業規定に適合しており、また、権利の設定を受けた者が、経営する農用地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして認可したものでございます。以上、報告いたします。

議 長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問はございませんか。

議 長 質問は無いものと認めます。

議 長 続いて、議案の審議を行います。それでは、議第135号出雲市地域計画変更に伴う意見聴取について、を議題といたします。農業支援センター安食センター長から内容について、説明をお願いします。

安食センター長 地域計画につきましては、前回の農業委員会総会でも少し説明をさせていただきましたが、少しおさらいをさせていただきます。本年3月末に地域計画を策定させていただきました。今回の意見聴取につきましては、基盤法の中で地域計画内の農地につきましては、農振除外、農地転用の前に地域計画を変更しなければならないとされています。今回お話をさせていただく内容としては、令和7年の2月に農業振興地域からの除外申請がでています。これらの案件について、7月の促進協議会までに地域計画を変更する必要があるが生じました。今回4月から6月の間に変更するにはスケジュールがタイトなため、地域計画の変更マニュアルにもあります簡易な方法で協議できる、書面決議ができるということになっています。今回書面決議させていただくところで地域計画協議会を設置し、今回農業委員会運営委員会委員のみなさん

に代表になっていただいて、地域計画協議会に話をさせていただいたところでございます。この内容は、JAの営農センターであったり、公社の方に同じ資料を用意しておりまして、意見がないかという問い合わせもしたところでございます。この内容については、意見なしという回答をいただいています。変更する内容については、除外に関わる内容やデータの中で修正すべき点がありましたので、そういった点を修正させてもらったものが、ファイルの中の変更案になります。このファイルの中には策定時と同様に地域計画と目標地図の変更案を示させていただいています。具体的には、除外転用に関わる部分として、数値的なところと、地図では該当箇所を黒く塗りつぶしています。今回地域計画の変更に際し、関係機関に意見を聞かなければいけませんので、本日議案に挙げさせていただきました。同様に他の関係機関である農業振興公社や県、JAなどにも意見照会させていただいています。この先の予定につきましては、策定時にも同じ手続きを踏みましたが、意見聴取の中で問題がないということになれば、公告縦覧をしていきます。6月上旬から中旬までの2週間公告縦覧を行い、意見がなければ、6月農業委員会で計画変更が終わった旨を報告できると思います。説明は以上です。

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

佐藤委員 議席番号7番の佐藤です。先ほどの説明で大体わかりましたが、整理をさせていただきたいと思います。要は、今回、次回の農振除外の審査の前に当該農地を外しておくということになりますね。農振除外は年2回ありますので、こういった手続きも年2回行う必要があるということですね。それで、農振除外や農地転用の時期がずれるという影響はないということですか。

安食センター長 除外と転用のスケジュールについて、除外については、2月申請分を7月の促進協議会に間に合わせるために進めて参りました。8月申請については、11月に協議の場で農業者のみなさんを集めて話し合ってもらう中で話をさせていただこうかと思っています。2回の除外申請のスケジュールに併せて組ませていただきます。農地転用につきましては、農用地以外の農地で利用権がかかっていたり、多面の対象農地については、地域計画に含まれていますので、年2回の除外のスケジュールに併せて、地域計画からの除外の手続きをとってもらうことになります。ただ、除外転用できない農地については、地域計画からも外せないと思っています。内容については、除外サイドと転用サイドと連携を取りながら同じ方向性でいきたいと思っています。

佐藤委員 農振地域内についてはわかりましたが、農振地域内でないところの対象地は、今まで通り毎月は出せないと、まず地域計画から外さないといけないということですね。

安食センター長 用途地域と白地の中で地域計画で色がついているところは、利用権を設定しているところや多面の対象農地になります。そうしたところは、地域計画から外してからでないと、転用できませんので、年2回のタイミングにあわせていただく必要があります。

佐藤委員 わかりました。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。そういたしますと、議第135号について、「意義なし」と回答することに賛同される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって、議第135号について意義なしと回答することを決定します。

議 長 続いて、議案の審議を行います。議第136号農地法第3条の規定による許可の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

原主事 それでは、議第136号について、ご説明いたします。議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転の申請が14件ありました。個別の事案についてご説明いたします。2ページから3ページをご覧ください。

 受付番号7番について、譲渡人は、耕作不便により、近隣に居住する予定の受人に譲渡するものです。

 つづいて、受付番号8番について、譲渡人は、以前から耕作を依頼している相手方の要望により、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

 つづいて、受付番号9番について、譲渡人は、市外在住を予定し耕作不便となるため、近隣に居住を予定する受人に譲渡するものです。

 つづいて、受付番号10番について、譲渡人は、労力不足により、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

 つづいて、受付番号11番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便

のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて、受付番号１２番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、近隣居住を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて、受付番号１３番について、譲渡人は、規模縮小のため、新規で就農する受人に譲渡するものです。

つづいて受付番号１４番について、譲渡人は、市外在住による耕作不便のため、隣接地を事業所用地として取得する受人に譲渡するものです。

つづいて、受付番号１５番から１６番について、いずれも譲渡人は、家族間の贈与のためため、譲渡人の子である受人に譲渡するものです。

つづいて、受付番号１７番について、譲渡人は、規模縮小のため、規模拡大を予定する受人に譲渡するものです。

つづいて、受付番号１８番から２０番について、いずれも譲渡人は、労力不足のため、相手方の要望を受けた受人に譲渡するものです。

以上、受付番号７番から２０番については、４ページから６ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条２項各号不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 それでは、議第１３６号農地法第３条の規定による許可の決定について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１３６号の案件を許可決定いたします。

議 長 次に、議第１３７号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

大森副主任 それでは、議第１３７号 農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、ご説明いたします。議案の１ページをご覧ください。今月は、５件の申請がありました。議案書は７ページ、参考資料は１ページから１０ページをご覧ください。今月は、６月に開催予定の第１１１回常設審議委員会に諮問する予定の案件はありません。なお、説明案件はありません。

今月は追認の案件が３件あります。受付番号９番は、平成２０年頃から一部を駐車場として利用していたものです。受付番号１１番は、昭和６２年頃から一部を駐車場として利用していたものです。受付番号１２番は、平成初

期頃から農業用倉庫として、平成１０年頃から農業用倉庫・車庫として利用していたものです。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号９版から１３番については、農地法に規定する不許可の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１３７号農地法第４条の規定による許可の決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１３７号の全案件を許可相当とし、許可の決定及び承認いたします。

議 長 次に、議第１３８号農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について、及び関連がございますので、議第１３９号農地転用事業計画変更の決定について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡主幹 それでは、議第１３８号について、ご説明いたします。議案書の８ページから１１ページ、説明資料の１ページから９ページ、参考資料の１１ページから３２ページをご覧ください。今月は、所有権の移転が９件、賃借権の設定が１件、使用貸借権の設定が４件の合計１４件の申請がありました。今月は、６月に開催予定の第１１１回常設審議委員会に諮問する予定の案件が２件あります。それでは、個別の案件についてご説明いたします。

議案書８ページの受付番号２３番です。説明資料の１ページから３ページをご覧ください。転用場所は、中野美保北の田２筆です。案内図は、２ページです。転用目的は、共同住宅敷地です。面積は転用面積、所要面積ともに３，３３６㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は第３種農地です。許可該当条項は、農地法施行規則第４４条第３号の「用途地域」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、不動産業等を行っている法人です。この度、この度、第一種住居地域内の申請地を取得し、分譲マンション１棟を建築する計画です。資金計画については、所要資金額が１１億１千万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 8 ページの受付番号 28 番です。説明資料の 4 ページから 6 ページをご覧ください。転用場所は大社町菱根の田 2 筆です。案内図は 5 ページです。転用目的は、貸 W C S 置場です。面積は、転用面積、所要面積ともに 2, 646 m²です。権利の種類は、所有権の移転です。農地区分は農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項ただし書の「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は、市内に居住する個人です。この度、申請地を取得し、W C S 置場を整備し、畜産業を営む者へ貸し出す計画である。資金計画については、所要資金額が 140 万円で、これに対する資金調達は全額自己資金で賄う計画であり、証明を確認しています。

次に、議案書 11 ページの受付番号 33 番です。説明資料の 7 ページから 9 ページをご覧ください。転用場所は園町の田 1 筆です。案内図は 8 ページです。転用目的は、農産物直売所用の駐車場です。面積は、転用面積、所要面積ともに 530 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。農地区分は、農用地区域内農地です。許可該当条項は、農地法第 5 条第 2 項ただし書きの「農業用施設」に該当します。事業計画についてご説明いたします。事業者は市内で農業を営む個人です。この度、農産物直売所の利用者のため、申請地を借り受け、駐車場を整備する計画です。資金計画については、事後追認案件であるため、新たな支出はありません。

追認案件については、申請が事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。その他の案件については、議案書及び参考資料でご確認くださいようお願いいたします。

つづいて、議第 139 号について、ご説明いたします。議案書は 12 ページ、参考資料は 33 ページから 34 ページをご覧ください。今月は、権利の移転設定を伴わない変更 1 件の申請がありました。説明案件ではございませんが、追認の案件です。申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、議第 138 号の 14 件及び議第 139 号の 1 件については、いずれも農地法に規定する不許可・不承認の要件には該当しないものと認められます。説明は以上です。

議 長 先ほど事務局から説明のありました案件についてご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号４番の持田です。２８番で貸しＷＣＳ置場という案件がありますが、これはある程度目処があって実施されるものですか。

今岡主幹 貸す相手は決まっていまして、今増頭も考えている事業者ですので、今後也需要があると伺っています。なぜ貸すという事になったかといえ、借り手側の資金的な都合があつてのことと伺っています。

議 長 他にご質問、ご意見はございませんか。

議 長 意見、質問は無いものと認めます。そういたしますと、議第１３８号農地法第５条の規定による許可の決定及び承認について、及び議第１３９号農地転用事業計画変更の決定について、を承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第１３８号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。また、議第１３９号を決定いたします。

議 長 それでは、議第１４０号非農地証明について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

岡主事 それでは、議第１４０号非農地証明の申請について説明します。議案書の１３ページ及び説明資料１０ページから１７ページをご覧ください。今月は３件の申請がありました。

まず、受付番号３番について説明いたします。申請地については議案書１３ページに載せております。また説明資料１０ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料１１ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は５月１２日に森山農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号４番について説明いたします。申請地については議案書１３ページに載せております。また説明資料１２ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については説明資料１４ページから１５ページの現況写真をご確認ください。申請地のうち西神西町２６０、２６２、２６３の３筆は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態になり、西神西町２６７、２６８－２、５７５、５７５－２の４筆については原野の状態となっています。現地確認は５月１２日に森山農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。

次に、受付番号５番について説明いたします。申請地については議案書１３ページに載せております。また説明資料１６ページの位置図及び付近案内図で場所をご確認ください。詳細については、説明資料１７ページの現況写真をご確認ください。申請地は長期間耕作をされず、樹木が生い茂って山林の状態となっています。現地確認は５月１４日に持田農業委員、山本推進委員、事務局職員で行っています。

３件の申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。よって本案件は、非農地証明基準の「やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第２条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。説明は以上です。

議 長 森山委員さん、補足はございますか。

森山委員 議席番号１７番の森山です。最初の３件については、現地に近くまでいけないような状況になっていまして、回復は見込めないものと思います。他に２件については、近くで耕作されている人はいますが、現地は山から水が流れ込んでおり、近くの人でも深く溝を掘ったり、対応に苦慮されている状況です。致し方ないと思います。以上です。

議 長 持田委員さん、補足はございますか。

持田委員 議席番号４番の持田です。事務局からの説明のとおりでございます。

議 長 この案件についてご質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第１４０号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数と認めます。よって、議第１４０号非農地証明について、を承認いたします。

議 長 それでは、議第１４１号令和７年度農業者年金加入推進活動計画について、を議題といたします。事務局から内容について、説明をお願いします。

和泉主事

それでは、議第141号令和7年度農業者年金加入推進活動計画（案）について説明させていただきます。議案の14ページから18ページをご覧ください。すみつきかっこで囲んでいるところが令和6年度の実績ですので併せてご覧ください。それでは今年度の計画の内容をご説明します。

1. 今年度の加入目標人数から説明していきます。独立行政法人農業者年金基金は、令和5年度より「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動」をスタートしています。この運動のもと島根県農業会議は、県内の市町村の加入推進目標を設定するようになります。出雲市農業委員会には、案のとおり新規加入の目標があげられています。そのため、1. 今年度の加入目標人数を4人としました。このうち20歳から39歳までの方を、2人、女性の方は2人を目標（案）としています。

次に、2. 加入対象として働きかけをする目標人数について説明いたします。17、18ページを併せてご覧ください。今年度の加入推進対象者は、49人です。このうち20歳から39歳までの方は20人、女性の方は8人です。委員さんには担当地区の対象者の加入推進をお願いしたいと思います。

3. 地区別加入推進班の整備につきましては、全ての農業委員さんを加入推進班員としています。加入推進の基本的な流れは、加入推進対象者を中心に、ご自身の担当地区で声掛けをしていただいて、加入の見込みがある方がいらした場合は、事務局へご連絡ください。事務局職員でより具体的な内容の説明を行い加入の手続きを行います。

4. 加入推進対象者名簿の更新年月日については、ご覧のとおりです。加入推進対象者名簿の詳細については、先ほどと同じく17、18ページをご覧ください。農業支援センターから、認定農業者・家族協定締結者等の農業の担い手となる方の情報をいただき調整をしたものです。名簿の見直しを行い、比較的就農期間が長く資金的にも余裕があるであろう40代の方と政策支援を受けることができる新規就農者を中心に掲載しております。地区によって人数に差がありますが名簿は適時更新しますので対象者がいない地区の委員についても加入推進ができそうな方がいらっしゃいましたら情報をいただければと思います。

5. 加入推進強化月間については、年度の後半に加入推進強化月間を2回設けるよう計画しました。加入推進活動をされた場合は加入推進記録簿や活動記録簿に記載の上報告していただきますようお願いいたします。

6. 個別訪問の実施計画についてです。加入対象者に対して、担当の農業委員さんにまず声掛けをお願いしたいと思います。先程説明いたしました加入推進対象者名簿の中に担当地区の方がいらっしゃる場合には積極的なお声かけをお願いいたします。加入意向があった場合はさらに事務局職員による

訪問にて詳細な説明をする予定です。なお継続的な取組をお願いしたいので、秋に声をかけていただいた方に、再度冬にも声掛けをお願いするような計画にいたしました。

7. 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画についてです。J Aと事務局の打ち合わせをすでに実施しております。

8. 加入対象者に対する説明会等の実施計画をご覧ください。今年度は、農業支援センターが主催する青年等就農計画推進会議にて時間をいただき、新規就農者を対象に農業者年金制度の説明をさせていただきます。この会議は年に何度か開催されるもので、支援センターと連携をとり、新規就農者の加入推進にあたる予定です。

9. 啓発普及活動については、市広報誌『広報いずも』内の「農業委員会だより」に農業者年金のPR記事を掲載し、J A出雲地区本部および斐川地区本部内の各支店36店舗にパンフレットを置かせていただいています。

10. その他として、随時窓口での加入相談を行います。また、秋の加入推進強化月間の直前、9月頃に加入推進対象者名簿に掲載されている人に向けて年金額の試算表の送付を行います。

以上、令和7年度農業者年金加入推進活動計画の決定について説明は以上でございます。

また、内容について、先日の農政部会、運営委員会でご検討いただいておりますが、ご意見をいただき、検討したものについてご説明いたします。

まず、加入推進対象者名簿を見ても顔も思い浮かばず、なかなか知らない人のところにいきなり訪問・声かけ等はしにくいため、何か話がしやすくなるような良い機会等アイデアはないか。というご意見をいただきました。斐川地域では、J Aの年金担当が、加入推進の声かけや相談で加入推進対象者と話をしに行く際に、担当農業委員さんに声をかけて、一緒に出向かれるケースがあるとお聞きしましたので、J Aの出雲地区本部、斐川地区本部の担当と協議したところ、委員さんが良ければ直接声かけするので一緒に訪問へ行きましょうと返事をいただきました。みなさまのご連絡先をJ Aの担当職員にお伝えして良ければ、基本的には対象者の就農地の担当委員さんにJ A職員から直接お声がけさせてもらえればと考えております。

さらに、これに付随して、特に新規就農者の情報もわからないため、新規就農の担当である農業支援センターと連携をとり、新規就農者と農業委員をつなげる仕組みづくりが必要との意見をいただきました。支援センターと協議をしまして、農業委員名簿を渡し、新規就農者へ農業委員をご紹介します、挨拶や相談する先として伝えるよう依頼をしまして、了承を得ております。お忙しいとは思いますが、ご対応をいただきますよう、よろしくお願いいたし

ます。

また、机に農業者年金のパンフレットなどを置いておりますが、加入推進の際にはこちらを使っていただきたいと思います。1枚だけお配りしていますが追加でほしいという方は和泉までお声がけください。6月の合同会でも再度お配りする予定です。制度について詳しく説明するのは難しいと感じる方もいらっしゃると思うので、まずはパンフレットを渡して、農業者年金の存在を知ってもらい、詳しくは事務局へつないでもらっても構いません。よろしく願いいたします。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号6番の江角です。斐川地域で、JAの年金担当と一緒に加入促進の働きかけを行った例がありますが、そういった例を参考にJAの方から農業委員に連絡をして、一緒にいきましょうということで、JAから連絡があるという風に受け止めれば良いですか。

和泉主事 おっしゃるとおりです。JAの職員の方から農業委員さんに声がけをさせていただきたいと思います。

議 長 という事は、事前の我々の連絡先をJAに知らせるということですか。

和泉主事 みなさんがよろしければ、出雲地区本部、斐川地区本部にそれぞれお知らせさせていただければと思っています。

議 長 ということですが、よろしいでしょうか。

江角委員 せっつくくですので、JAの担当課や連絡先を提供していただければと思います。

和泉主事 JAの出雲地区本部が、金融課が担当になりますが、担当は田部係長になります。斐川地区本部は、金融課の玉木さんが担当になります。

議 長 よろしいでしょうか。という事で、JAの方に連絡してもらいたいと思います。

議 長 質問、意見は無いものと認めます。それでは、議第141号について、承

認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。よって議第141号を承認いたします。

議 長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後２時３５分

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

梶谷事務局長、山田次長、今岡主幹、大森副主任、岡主事、和泉主事、原主事

農業振興課

打田課長補佐

農業支援センター

安食センター長、日野係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員
